

事 務 連 絡
令和7年(2025年)3月26日

各障害児通所支援事業所の長 様

山口県健康福祉部障害者支援課長

児童指導員等加配加算の算定に係る「指定基準上必要な員数
(うち児童指導員又は保育士)」の取扱いについて

平素より本県障害福祉施策の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、報酬告示^{※1}において、指定基準^{※2}上必要な員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、児童指導員等加配加算（以下、「本加算」という。）を算定できることとされています。

本県では、これまで、基準人員の児童指導員又は保育士について、基本報酬においては、事業所別に指定基準に定める1人以上の常勤職員及び2人目以上職員がサービス提供時間帯を通じて配置されている場合の常勤換算数をもって算定できる取扱いとしつつ、本加算においては、国の示す「児童指導員等加配加算に関する届出書」（以下、「本加算に関する届出書」という。）の記載を踏まえ、指定基準第5条に規定する従業者の員数として、全事業所で共通の員数とする取扱いとしてきたところです。

しかしながら、保育士をはじめとする福祉人材の確保が恒常的な課題である中、本加算の趣旨である障害児及びその家族への支援の強化を図るためには、保育士等の福祉人材が有効に活用される職員体制等として、個々の事業所における実態に即した判断とすることがより適切と考えられることから、今後、本加算に係る「指定基準上必要な員数（うち児童指導員又は保育士）」を事業所別に算定する取扱いへ改めることとしますので御了知いただきますようお願いいたします。

なお、これに伴い、本加算に関する届出書の記載方法については、下記のとおりとなりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

※1 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

記

1 本加算に関する届出書の記載方法（別紙参照）

○「基準人数の総数A」欄

	取扱いの考え方	例：10人定員事業所（主として重症心身障害児を通わせる施設以外）の場合
現 行	<u>全事業所共通で</u> 、指定基準に規定する員数	「2」
変更後	<u>事業所別に</u> 、基本報酬の算定に必要なとなる数	「1（常勤）＋ α 」 α ＝サービス提供時間／常勤勤務時間

2 適用日

令和7年度以降分に適用（令和7年4月以降分として届出書が提出されたもの）

在宅福祉推進班 担当：金子・花屋
a14100@pref.yamaguchi.lg.jp
TEL 083-933-2764
FAX 083-933-2779